

事前指名契約に基づく指名の動き

水先料金に関する交渉を進めやすくするため、事前指名契約()に対する期待あり。

「事前指名契約」とは、予め、船社・水先人間で交渉し、料金・指名等について取り決め、契約することをいう。

平成20年12月までに、1つの水先区にて、2件の事前指名契約が締結されるに留まっている。なお、それらの契約に基づいて11件の指名が行われ、指名どおり行われた水先は9件となっている。

【事前指名契約の件数と、同契約による指名及びその実現の件数】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
伊 勢 三河湾	契約件数					1		1			2
	指名件数	-	-	-	-	-	-	4 (4)	3 (2)	4 (3)	11 (9)

(注)・・・()の数字は、指名が実現した件数である。

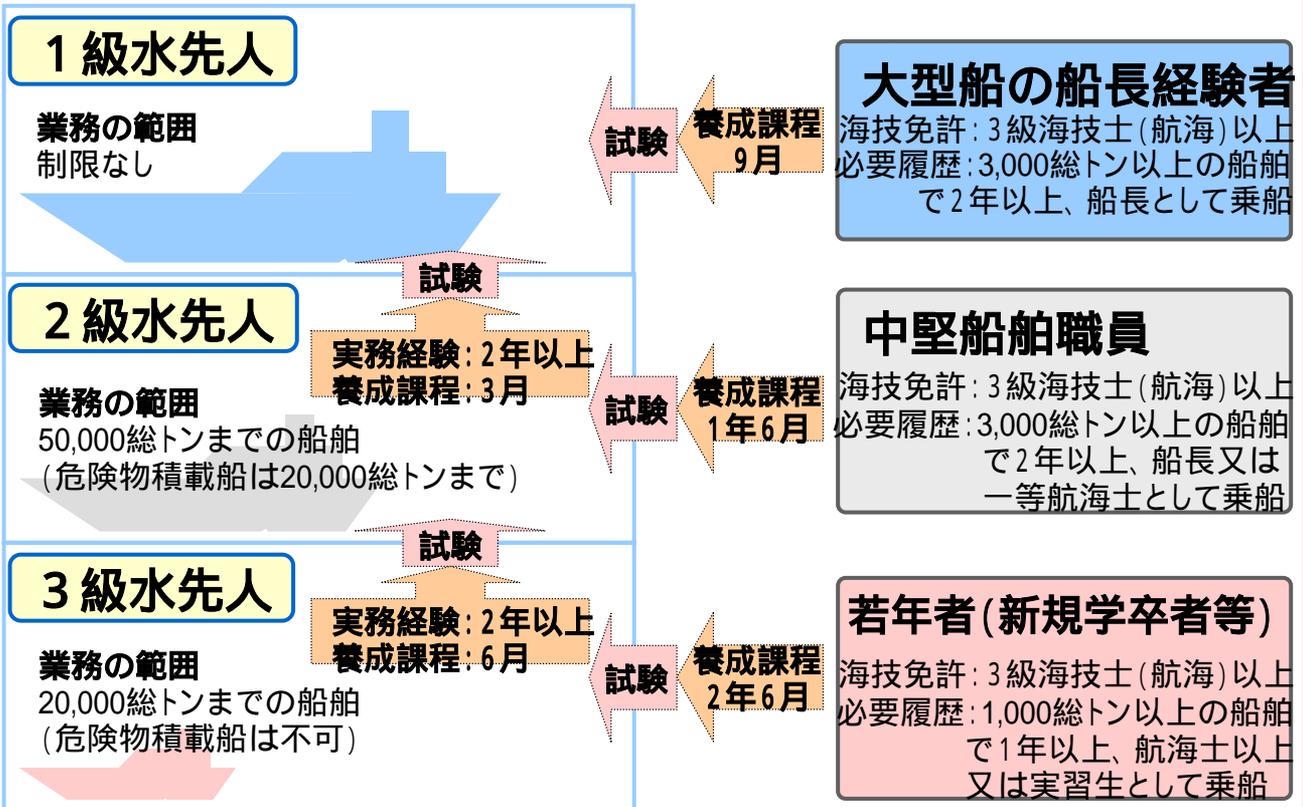
水先人の免許制度について

日本人外航船員が減少している状況の中で、水先人の安定確保の見地から、水先制度の抜本改正において、等級別免許制を導入。

これにより、船長経験を有しない若年者等でも、養成課程を経て、水先人になることが可能に。

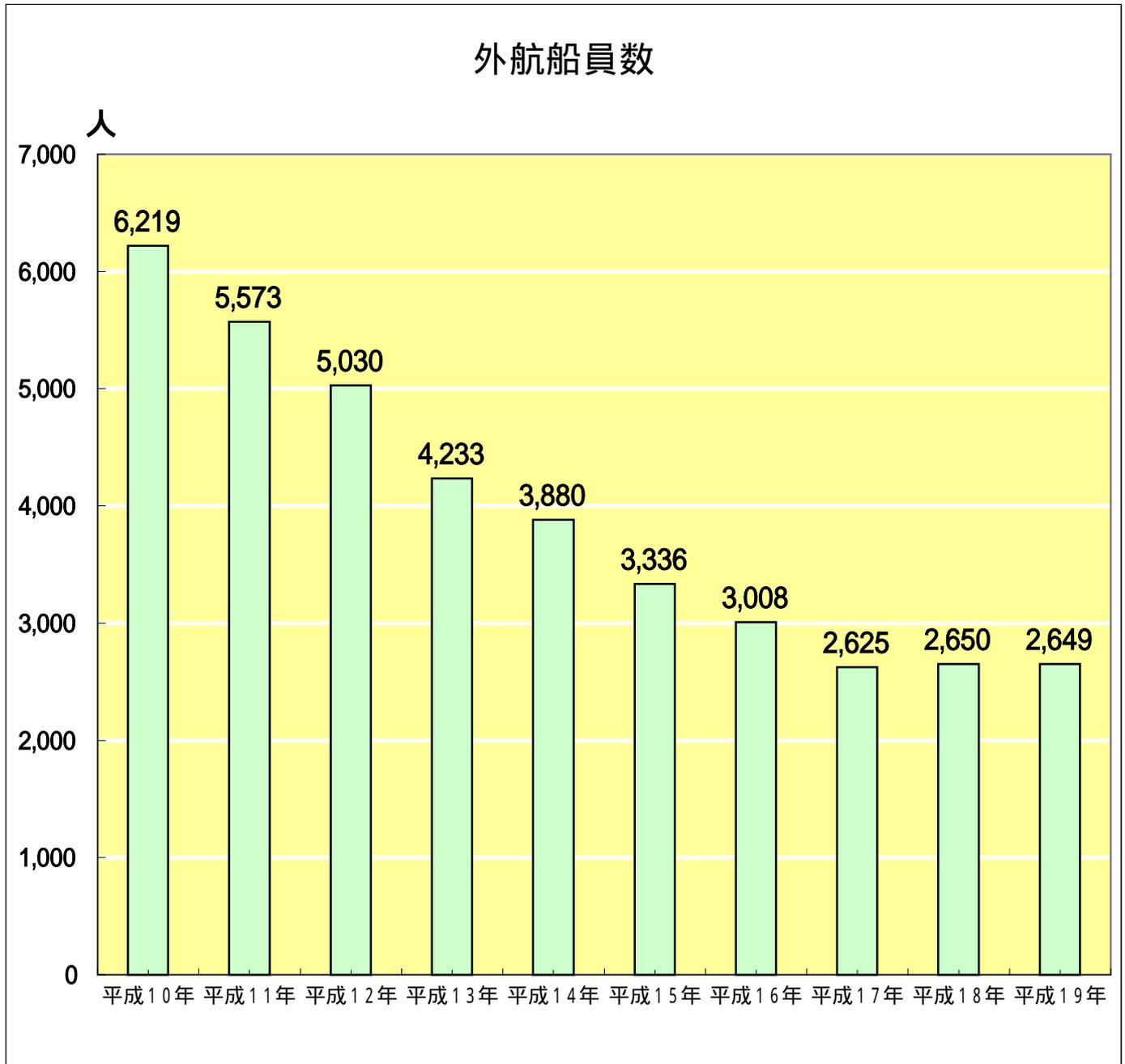


新免許制度



日本人外航船員の推移

従来からの一級水先人の供給源である外航船員数は、平成10年から平成19年の間に3,570人(57.4%)減少。

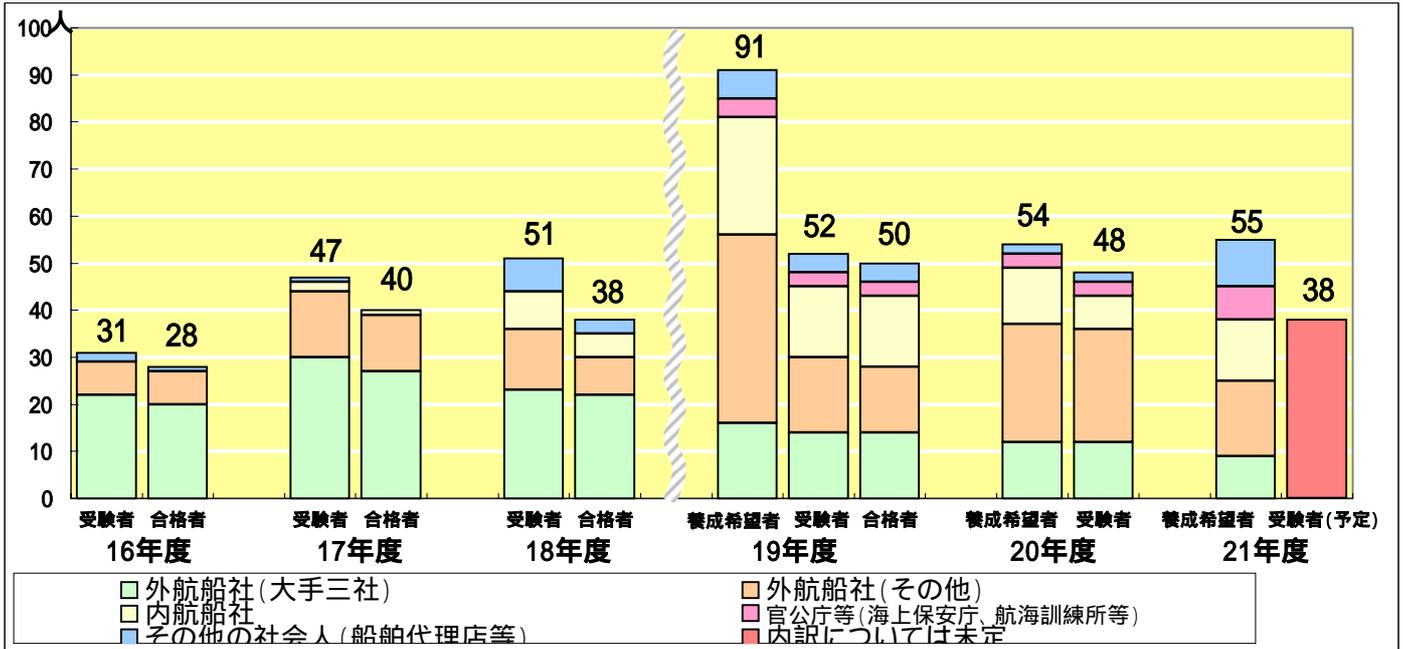


海事局調べによる(平成17年までは船員統計による)。

水先人の養成の現状

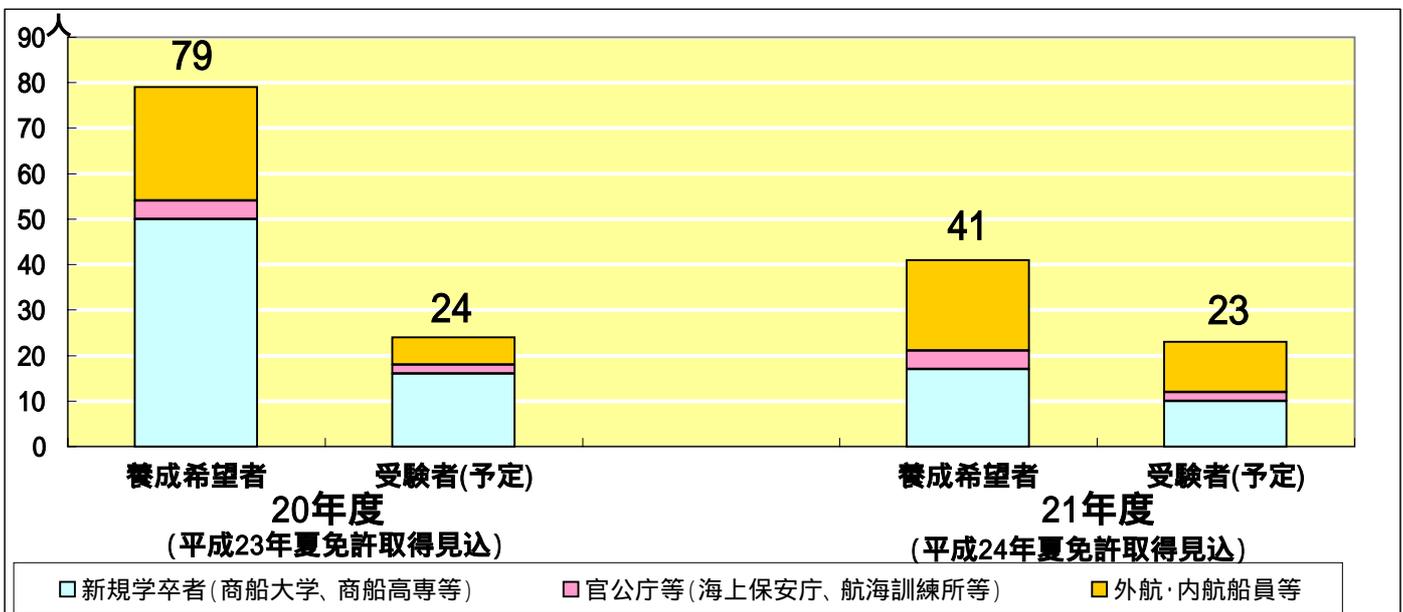
1. 一級水先人養成の動き

平成19年4月から、東京海洋大学、神戸大学及び海技大学校の3つの水先人養成施設により、一級水先人養成がスタート。
水先制度改正後の平成19年度以降は「外航船社(その他)」、「内航船社」等の出身者の比率が増大しており、一級水先人の供給源が多様化している。



2. 三級水先人養成の動き

平成20年10月から、上記3校により、船長経験のない若年者等を対象とした三級水先人養成がスタート。
平成23年度早期に初の三級水先人試験の実施を予定。



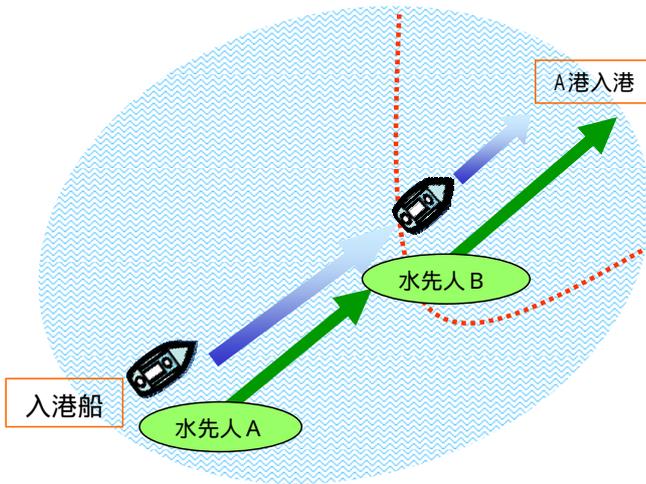
水先区の統合と通し業務について

1. 水先区の統合

水先制度の抜本改正において、三大湾(東京湾、伊勢三河湾及び大阪湾)において、ベイ水先区とハーバー水先区が統合され、通し業務が可能に。

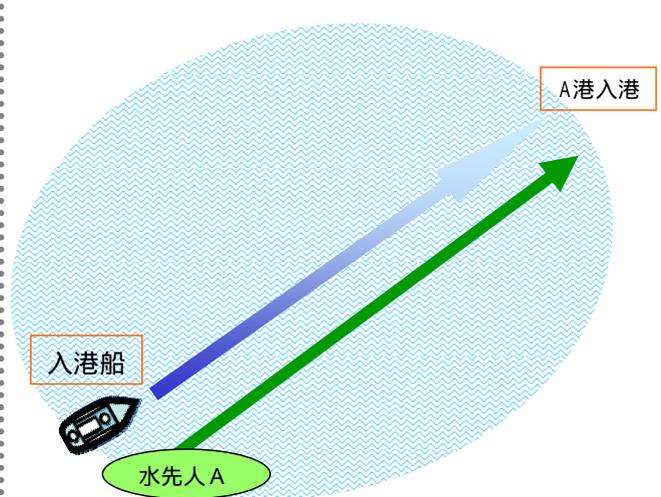
< 統合前 >

複数の水先人が乗り継いで業務実施



< 統合後 >

一人の水先人で業務実施



2. 通し業務の動き

通し業務を行うために必要な免許の限定解除は、ほぼ順調に進み、新規免許取得者を含めれば、全体の約3割が限定のない免許を保有。
平成22年度末には、限定解除予定者の全員が限定解除となる見込み。
通し業務の割合は、三大湾平均で10.4%と徐々に増加してきているところ。

【限定のない免許の保有者数と通し業務の実績】

	限定のない免許の保有者数	通し業務開始時期	通し業務量	総水先業務量	総水先業務量に占める通し業務量の割合
東京湾	56人	平成20年5月	2,674	47,319	5.7%
伊勢三河湾	30人	平成20年6月	2,711	22,623	12.0%
大阪湾	43人	平成20年4月	4,008	20,299	19.7%
合計	129人	-	9,393	90,241	10.4%

1:平成20年12月末日現在

2:総水先業務量は、平成20年4月からの累計

規制改革会議「規制改革推進のための第3次答申」(水先関連部分)
(平成20年12月)

II. 各重点分野における規制改革

4 国際競争力向上

(2) 貿易分野

② 水先制度の改革

【問題意識】(抄)

ア 競争原理が働く適切な市場環境の整備

- ユーザーと水先人が自由な意思により選んだ相手方と事前指名契約を締結した事例はわずか数例に過ぎない。
- 水先料金は、実質的に上限認可額に張り付いた状態に留まっており、競争原理が有効に機能しているとはとても言えない。

イ 質の高い水先人の供給増に資する施策

- 広く一般から優秀で熱意に満ちた人材の受入れを可能とする水先人養成のスキームを検討し、多様な人材の参入に繋げていくべき。

【具体的施策】

ア 指名制と応召義務の関係についての整理、及び引受ルールの策定【平成21年
検討・結論】

新水先制度で導入された指名制と、水先区における応召義務との関係を水先制度関係者で整理した上で、事前指名契約が締結されず引き受け手がない船舶への水先業務の確実な提供に関する必要最小限の引受ルールについて、国において実効性のある監督を行うべく、その法的な位置付けや管理運営体制も含め、その在り方を幅広く検討し、結論を出すべきである。

イ 3級水先人養成コースの拡充【平成21年検討・結論】

3級水先人養成コースについては、今後、操船経験のない一般の志願者に対しても門戸を開放することで、3級水先人の候補者増加を図るとともに、新規参入する水先人の質の確保・向上を図ることについて検討すべきである。

したがって、3級水先人の養成に関し、3級海技士資格の取得と3級水先人の養成をセットにした一般向けコースの整備等、一般の志願者から3級水先人を養成する方法について、その費用負担の在り方も含め、その仕組みを関係者間で広く検討し、結論を得るべきである。